

令和元年山形村議会第2回定例会

議事日程（第4号）

令和元年6月14日（金曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 発言の取り消しの申し出について

《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 3 議案第28号

日程第 4 議案第29号

日程第 5 議案第30号

日程第 6 議案第31号

日程第 7 議案第32号

《委員会付託請願・陳情、審議、表決》

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 8 31陳情第 2号

日程第 9 元請願第 1号

《既提出議案、審議、表決》

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第10 議案第20号

日程第11 議案第21号

日程第12 議案第22号

日程第13 議案第23号

日程第14 議案第24号

日程第15 議案第25号

日程第16 議案第26号

日程第17 議案第27号

《追加議案、審議、表決》

（提案説明、質疑、討論、採決）

日程第18 発議第 1号

日程第 19 発議第 2 号

日程第 20 発議第 3 号

日程第 21 付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申し出について

日程第 22 閉会中の事務調査の申し出について

日程第 23 議員派遣の件について

閉会宣告

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
10 番 小 林 幸 司 君	11 番 小 出 敏 裕 君
12 番 福 澤 倫 治 君	13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 堤 岳 志 君
総 務 課 長 上條憲治 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 百瀬尚代 君	産 業 振 興 課 長 藤沢洋史 君
建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君	教 育 次 長 (教育政策課長) 小林好子 君
総 務 課 財政係長 児玉佳子 君	

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君 書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影または録音等をする場合には事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回山形村議会定例会を再開します。

出席要求者の簗町保育園長から欠席届が提出されております。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、大池俊子議員、3番、上條倫司議員を指名します。

◎発言の取り消しの申し出について

○議長（三澤一男君） これより議事に入ります。

日程第2「発言の取り消しの申し出について」を議題とします。

本日、竹野入恒夫議員から、6月6日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、不穏当な発言があったため、お手元に配付した発言取り消し申し出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。竹野入恒夫議員の申し出を許可することにご異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、竹野入恒夫議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

◎議案第28号～議案第32号

○議長（三澤一男君） 次に、本日、追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

日程第3、議案第28号から日程第7、議案第32号までを、一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第28号から議案第32号の5件について、一括して説明を申し上げます。

清水高原の公の施設であります「交流宿泊施設スカイランドきよみず」「山形村屋内運動場」「山形村清水高原テニスコート」「山形村清水高原ゴルフ練習場」「山形村清水高原山村広場施設」の5施設については、現在、株式会社トヨタエンタプライズが、管理運営を行っております。

当指定管理の期間が、令和2年3月31日をもちまして、5カ年の期間が終了いたします。

令和2年度以降の指定管理の候補者につきましては「山形村公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例」に基づき、指定管理者選定審査会を設置し候補者の選定作業を行ってまいりました。

一般公募により候補者を募集し、応募がありました4社からのプレゼンテーションを3月19日に行い、候補者の選定を行いました。

指定管理者選定審査会からは、3月20日、令和2年度から令和6年度までの5年間の指定管理者候補として、株式会社ドリームホテルを選定したい旨の報告を受けました。

この報告に基づき、清水高原の「交流宿泊施設スカイランドきよみず」「山形村屋内運動場」「山形村清水高原テニスコート」「山形村清水高原ゴルフ練習場」「山形村清水高原山村広場施設」の5施設の管理については、指定管理方式により株式会社ドリームホテルを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議

決を求めるものでございます。

ご審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において、議案第28号から議案第32号については委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号から議案第32号までの5議案は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。休憩。

（午後 1時35分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 2時00分）

○議長（三澤一男君） それでは、議案第28号から順次、質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第3、議案第28号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

初めに、討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第29号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第30号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第31号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第32号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
-

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

- 議長（三澤一男君） 続いて、委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査していただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告書のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会の審査結果の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

- 総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました陳情につきましては、去る6月11日に委員会審査を行い、31陳情第2号『『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書』については採択として、措置として、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

なお、審査の中では、実質的な最低賃金額などについての議論はありましたが、中小企業に対する支援策を強く訴えている内容であることから、採択とすることについて、特に異論はありませんでした。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議をお願いいたします。

- 議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日仁君 登壇)

- 福祉文教常任委員長（春日仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願につきましては、去る6月12日に委員会審査を行い、元請願第1号『義務教育費国庫負担制度』の堅持を求める請願書については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

なお、審査の中では、「費用負担での国庫負担金の割合が、現状の3分の1を下回らないようにするためにも、意見書を提出していかなければいけない」との意見がありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申しあげましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について討論、採決を行います。

日程第8、31陳情第2号『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は、採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、31陳情第2号『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書については、採択と決定しました。

日程第9、元請願第1号『義務教育費国庫負担制度』の堅持を求める請願書について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、元請願第1号「『義務教育費国庫負担制度』の堅持を求める請願書」については、採択と決定しました。

◎議案第20号～議案第27号

○議長（三澤一男君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第10、議案第20号から、日程第17、議案第27号までの既提出議案を一括議題として、審議、表決を行います。各議案の常任委員会審査結果はお手元に配付の議案審査報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月11日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第21号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」、議案第22号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第23号「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」、議案第24号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第2号）」の所管の款・項、議案第27号「令和元年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」の5議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定

いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月12日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第20号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第24号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第2号）」の所管の款・項、議案第25号「令和元年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第26号「令和元年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長の報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第10、議案第20号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告

のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11、議案第21号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○2番(大池俊子君) この改正条例は、消費税が8%から10%に変わるものです。説明の中でも軽減税率から外れたということで、2%アップになりますが、住民の負担になるということで、消費税については反対でありますので、反対します。

○議長(三澤一男君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 以上で、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12、議案第22号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 清水高原簡易水道と同じ理由なのですが、消費税アップに伴うもので、消費税が10%になるといいながら逆進性は全く変わっていないという不公平さが残ったままです。村でも滞納問題などかなり苦心しながら行っている事業に対して、これ以上使用料がアップした場合、また深刻な状態になってくることも考えられるので、この条例に関しては反対します。

○議長（三澤一男君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 以上で、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第23号「山形村下水道条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 21号、22号と同じ理由なのですが、料金の値上げにつながるものでありまして、反対します。

○議長（三澤一男君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 以上で、討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14、議案第24号「令和元年度山形村一般会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15、議案第25号「令和元年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16、議案第26号「令和元年度山形村介護保険特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17、議案第27号「令和元年度山形村水道事業会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 以上で、討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案の審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。休憩。

(午後 2時26分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午後 2時27分）

◎発議第1号

○議長（三澤一男君） 日程第18、発議第1号「地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

（9番 竹野入恒夫君 登壇）

○9番（竹野入恒夫君） 発議第1号「地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

地方と都市部の最低賃金の地域間格差が地方の労働力を都会へ流出させている一因ともなっていることを考えると、この地域間格差をできるだけ早く是正していくことが望まれます。またそのためには、地方経済を支える中小企業への国からの支援が必要です。

このことから、最低賃金の改善とともに、中小企業支援策の拡充を求める意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思えますが、ご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長(三澤一男君) 日程第19、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(1番 春日仁君 登壇)

○1番(春日 仁君) 発議第2号の「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

義務教育費国庫負担制度は、すべての国民に対し、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等及びその水準の維持向上を図ることが目的であり、国の責務であります。

しかしながら、義務教育費の国庫負担金を減額し、地方自治体へその負担を強いてきました。そのために地方財政は圧迫され、地方自治法の本旨に基づく主体的な行政の確保が困難になり、教育の機会均等及びその維持向上も保証されなくなるおそれがあると考えられます。

以上の理由により「義務教育費国庫負担制度」が堅持・拡充されることを強く要望する意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(三澤一男君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本

案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（三澤一男君） 日程第20、発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

(9番 竹野入恒夫君 登壇)

○9番（竹野入恒夫君） 発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思っております。

過疎地区は国土の過半数を占め、その多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、過疎地区の住民によって支えられてきました。

また、今後もその機能を維持していくには、過疎地区に対して、総合的な支援策を、充実・強化していくことが重要です。

よって、令和3年3月末をもって終了する現行法にかわる「新たな過疎対策法の制定」を要望する意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通

大臣です。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（三澤一男君） 日程第21「付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

総務産業常任委員長より、会議規則第75条の規定による付託された請願・陳情の閉会中の継続審査の申出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査については、総務産業常任委員長申し出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、総務産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査することに決定しました。

◎閉会中の事務調査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第22「閉会中の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の事務調査事項については、各委員長の申し出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（三澤一男君） 日程第23「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（三澤一男君） ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 閉会にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月5日開会以来、本日に至るまで10日間にわたり開催されてまいりました。

この間、議員各位には、初日に提案申し上げました、報告1件、条例の一部改正4件、令和元年度補正予算4件の計9件、また、本日追加提案を申し上げました、スカ

イランドきよみずの指定管理に関わる5議案につきましても、それぞれ慎重に審議の上の可決をいただきました。改めて、感謝を申し上げます。

今会期中、本会議、常任委員会などで、皆様からいただきました貴重なご意見・提案などにつきましては、十分精査の上、今後の村政運営の参考にさせていただきます。

国政では、参議院の選挙の日程もほぼ固まり、また、10月の消費税の改定など何かと慌ただしくなっております。

季節は、梅雨から盛夏へと向かいますが、議員の皆様には健康に留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会にあたりましてのあいさついたします。

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、令和元年第2回山形村議会定例会を閉会し、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時40分）
